

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電機工業会 (JEMA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 9335-2-80 : 2001** は改正され、この規格に置き換えられる。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**IEC 60335-2-80 : 2002, Household and similar electrical appliances – Safety – Part 2-80 : Particular requirements for fans** を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

**JIS C 9335-2-80** には、次に示す附属書がある。

**附属書 1 (参考)** JIS と対応する国際規格との対比表

## 目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	2
3. 定義	2
4. 一般要求事項	2
5. 試験のための一般条件	2
6. 分類	2
7. 表示及び取扱説明	3
8. 充電部への接近に対する保護	3
9. モータ駆動機器の始動	3
10. 入力及び電流	3
11. 温度上昇	4
12. (規定なし)	4
13. 動作温度での漏えい電流及び耐電圧	4
14. 過渡過電圧	4
15. 耐湿性	4
16. 漏えい電流及び耐電圧	4
17. 変圧器及びその関連回路の過負荷保護	4
18. 耐久性	4
19. 異常運転	4
20. 安定性及び機械的危険	5
21. 機械的強度	5
22. 構造	5
23. 内部配線	5
24. 部品	6
25. 電源接続及び外部可とうコード	6
26. 外部導体用端子	6
27. 接地接続の手段	6
28. ねじ及び接続	6
29. 空間距離, 沿面距離及び固体絶縁	6
30. 耐熱性及び耐火性	7
31. 耐腐食性	7
32. 放射線, 毒性その他これに類する危険性	7
附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	9

# 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第 2-80 部：ファンの個別要求事項

## Household and similar electrical appliances—Safety— Part 2-80 : Particular requirements for fans

**序文** この規格は、2002 年に第 2 版として発行された IEC 60335-2-80, Household and similar electrical appliances—Safety—Part 2-80 : Particular requirements for fans を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格であり、JIS C 9335-1 : 2003 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 1 部：一般要求事項) と併読する規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書 1 (参考)** に示す。

**1. 適用範囲** この規格は、家庭用及びこれに類するファンであって、定格電圧が、単相にあつては 250 V 以下、その他の機器にあつては、480 V 以下のものについて規定する。

**備考 101.** この規格に含まれる機器の例は、次のとおりである。

- 天井扇
- 卓上扇
- 床上扇
- 仕切り用扇
- ダクト用ファン

この規格は、ファンに供給されている独立した制御装置に対しても適用する。

通常、家庭で用いない機器であっても、店舗、軽工業及び農場において、一般の人が用いる場合に危険要因となる機器も、この規格の適用範囲である。

実質的に適用できる限り、この規格では機器に起因し、住居の中及び周囲においてすべての人が遭遇する共通的な危険性を取り扱っている。

この規格では、一般に、次の状態については規定していない。

- 監視がない状態での幼児又は障害者による機器の使用。
- 幼児が機器で遊ぶこと。

**備考 102.** 次のことに注意しなければならない。

- 車両、船舶又は航空機搭載用機器には、追加要求事項が必要になる場合もある。
- 多くの国においては、厚生関係機関、労働安全管轄機関などによって追加要求事項が規定されている。

**103.** この規格は、次のものには適用しない。

- 工業用専用に設計された機器。

- 腐食しやすい、又は爆発性の雰囲気（じんあい、蒸気又はガス）が存在する特殊な状態の場所で用いるファン。
- ほかの機器に組み込まれたファン。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21**に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

**IEC 60335-2-80 : 2002, Household and similar electrical appliances—Safety—Part 2-80 : Particular requirements for fans (MOD)**

**2. 引用規格** 引用規格は、**JIS C 9335-1**の**2.**による。

**3. 定義** この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS C 9335-1**の**3.**による。ただし、**3.1.9**及び**3.6.2 備考1.**は、この規格による。

**3.1.9 通常動作 (normal operation)** 次の条件下での機器の運転。

卓上扇及び床上扇は、すべての首振り機構を動作状態にして運転する。

天井扇は、天井に固定する。

仕切り用扇は、空気取入れ口の直径の4倍以上の寸法の、壁状取付部の中央に設置する。

ダクト用ファンは、ファンの直径の約4倍以上の長さのダクト内に設置説明書に従って設置する。

**3.6.2 着脱できる部分 (detachable part)**

**備考1.** 機器の設置のために外さなければならない部品及び**8.1.1**を適用する場合を除き、組立て又は収納分解目的のために外さなければならない部品は、たとえ取扱説明書に取り外すことが記載されていても着脱できる部品とはみなさない。

**4. 一般要求事項** 一般要求事項は、**JIS C 9335-1**の**4.**による。

**5. 試験のための一般条件** 試験のための一般条件は、**JIS C 9335-1**の**5.**によるほか、次による。

**5.7 JIS C 9335-1**の**5.7**によるほか、次による。

熱帯気候の下での使用を意図したファンに対して、**10.**、**11.**及び**13.**の試験は、 $40\text{ }^{\circ}\text{C}\pm 2\text{ }^{\circ}\text{C}$ の周囲温度において試験する。

**6. 分類** 分類は、**JIS C 9335-1**の**6.**によるほか、次による。

**6.1.101 JIS C 9335-1**の**6.1.101**によるほか、次による。

**備考** 通常の状態ですて手で触れないところに取り付ける定格電圧が、 $150\text{ V}$ を超えない屋外用のトイレ用換気扇は、クラス0でもよい。

**6.2 JIS C 9335-1**の**6.2**によるほか、次による。

ダクト用ファンは、IPX2以上でなければならない。

**6.101** ファンは、気候条件に関して、次のクラスのいずれかでなければならない。

- 温暖気候用ファン
- 熱帯気候用ファン

適否は、目視検査によって判定する。

**7. 表示及び取扱説明** 表示及び取扱説明は、JIS C 9335-1 の 7. によるほか、次による。

**7.1 JIS C 9335-1 の 7.1** によるほか、次による。

熱帯用ファンは、“T”の文字を表示しなければならない。

シースのないコードを使用する可搬形床上専用機器には、次の内容を表示しなければならない。

- 一 警告：電源コードに重いものをのせたり、機器にはさまない。
- 一 高さ 10 mm 以上の ISO 7000 の記号番号 0434 の記号



**7.12 JIS C 9335-1 の 7.12** によるほか、次による。

取扱説明書に、着脱できない部品をクリーニング目的のために取り外すように記載するならば、その部品を外す前に、電源から機器を切り離す旨の文章を記載しなければならない。

**7.12.1 JIS C 9335-1 の 7.12.1** によるほか、次による。

設置説明書には、次のことが述べられていなければならない。

- 一 照明器具を取り付ける構造になっているファンにあっては、それに取り付けられる照明器具のモデル又はタイプ。
- 一 仕切り用扇にあっては、屋外に面した窓や壁の外側に取り付けることを意図したものであるかどうか。
- 一 高所取付けを意図したファンにあっては、ファンの羽根は、床から 1.8 m を超えて設置しなければならない旨。
- 一 ダクト用ファン及び仕切り用扇にあっては、ガス又は他の燃焼機器の外気に通じる排気筒から室内への逆流を防止するために、注意を払わなければならない旨。

**8. 充電部への接近に対する保護** 充電部への接近に対する保護は、JIS C 9335-1 の 8. によるほか、次による。

**8.1.1 JIS C 9335-1 の 8.1.1** によるほか、次による。

ランプは外さない。ただし、ランプの差込み又は取外し中の、ランプキャップと充電部との接触に対する保護が保証されなければならない。また、E11、E12、E17、E26 及び E39 ランプホルダは、電球口金が完全に挿入されたとき、充電部に接触できないように設計しなければならない。

**8.1.5** この項は、ファンに供給されている制御装置を設置専門業者が設置する場合、天井設置型扇風機 の速度調節装置の口出し線には適用しない。

**8.2** 高所取付用天井扇（天井首振扇含む。）の機器本体とモータを接続する外部電線は、この項を適用しない。機能上やむを得ず外部に露出する電線〔ふ（俯）仰角調整や首振機構等〕であって、その露出する長さの短辺が 80 mm 以下のものは、器体の内部配線とみなす。

**9. モータ駆動機器の始動** JIS C 9335-1 の 9. は、この規格では適用しない。

**10. 入力及び電流** 入力及び電流は、JIS C 9335-1 の 10. によるほか、次による。

**10.1 JIS C 9335-1 の 10.1** によるほか、次による。

シャッタ又はこれに類する装置をもつ機器は、それらを開いた状態で試験する。

**10.2 JIS C 9335-1 の 10.2** によるほか、次による。

シャッタ又はこれに類する装置をもつ機器は、それらを開いた状態で試験する。

4

C 9335-2-80 : 2006

**11. 温度上昇** 温度上昇は、JIS C 9335-1 の 11. によるほか、次による。ただし、11.7 は、この規格による。

**11.7** ファンは、安定状態まで運転する。

**11.8** JIS C 9335-1 の 11.8 によるほか、次による。

熱帯気候用のファンに対する温度上昇限度値は、15 K 低くする。

**12. (規定なし)**

**13. 動作温度での漏えい電流及び耐電圧** 動作温度での漏えい電流及び耐電圧は、JIS C 9335-1 の 13. による。

**14. 過渡過電圧** 過渡過電圧は、JIS C 9335-1 の 14. による。

**15. 耐湿性** 耐湿性は、JIS C 9335-1 の 15. によるほか、次による。

**15.1.1** JIS C 9335-1 の 15.1.1 によるほか、次による。

屋外に面した窓又は壁に取り付けることを意図したファンの外側の部分には、JIS C 0920 の 14.2.4 a) の試験を適用し、窓又は壁の外側でない部分は、オシレーティングチューブからの噴水がかからないようにしておく。ファンは、窓又は壁の外側の部分に対し、休止状態で試験する。続いて定格電圧を供給し、シャッタ又はこれに類する装置を開いた状態にして、試験を行う。

ダクト用ファンは、休止状態で JIS C 0920 の 14.2.2 の試験を適用し、それから定格電圧を加えて運転する。

**16. 漏えい電流及び耐電圧** 漏えい電流及び耐電圧は、JIS C 9335-1 の 16. による。

**17. 変圧器及びその関連回路の過負荷保護** 変圧器及びその関連回路の過負荷保護は、JIS C 9335-1 の 17. による。

**18. 耐久性** JIS C 9335-1 の 18. は、この規格では適用しない。

**19. 異常運転** 異常運転は、JIS C 9335-1 の 19. によるほか、次による。

**19.1** JIS C 9335-1 の 19.1 によるほか、次による。

制御装置によって動作するシャッタ又はこれに類する装置をもつファンは、19.101 の試験も適用する。

**19.7** JIS C 9335-1 の 19.7 によるほか、次による。

独立した制御装置は、つや消しの黒色に塗った合板に取り付ける。各換気口の面積の約 50 % をふさぐ。巻線の温度は、表 8 の値以下であり、合板の温度上昇は、次の値を超えてはならない。

— T マーク表示がある機器の場合、50 K。

— その他の機器の場合、65 K。

**19.9** JIS C 9335-1 の 19.9 は、この規格では適用しない。

**19.101** 自動的に動作するシャッタ又はこれに類する装置をもつファンは、定格電圧を加えて、それらを開又は閉のいずれか不利な状態で運転する。

**20. 安定性及び機械的危険** 安定性及び機械的危険は、JIS C 9335-1 の 20. によるほか、次による。

**20.1 JIS C 9335-1 の 20.1** によるほか、次による。

可搬形の床上扇でその高さが 1.7 m を超え、かつ、その重さが 10 kg を超えるものは、水平な面に置く。1.5 m の高さの位置で 40 N の力を最も不利になる水平な方向にファンに加える。機器は、転倒してはならない。

**備考 101.** 機器が滑るのを防ぐために適した方法をとってもよい。

**20.101** 高所取付用のファンを除き、羽根はガードされていなければならない。ただし、羽根のリーディングエッジと先端が面取りされ、かつ、次の場合は、この限りでない。

- それらの硬さが D ショア硬さ 60 未満であるか、又は、
- 定格電圧をファンに供給したときに、それらの周速が 15 m/s 未満であるか、又は、
- 定格電圧を供給したとき、2 W 以下の出力である。

**備考** 0.5 mm 以上の半径のエッジは、面取りがなされていると考えられる。

適否は、目視検査及び測定によって判定する。

**21. 機械的強度** 機械的強度は、JIS C 9335-1 の 21. によるほか、次による。

機器には、**21.101** の試験にも実施する。

**21.101** ガードは、ファンモータの軸に沿って、20 N の力で押し、かつ、引っ張る。試験の後、JIS C 0922 のテストフィンガ B に類似した、ただし、非円形面でなく直径 50 mm の円形ストップ面をもつ、試験指が危険な可動部に触れてはならない。

**21.102** 天井扇は、十分な強度がなければならない。

適否は、次の試験によって判定する。

天井扇は、設置説明書に従って取り付ける。ファンの重さの 4 倍に等しい荷重をファンの本体につり下げる。1 分間、その荷重を加える。

次に、1 Nm のトルクをファンの固定された本体に加える。試験は、反対方向にそのトルクを加えて繰り返す。

つり下げ装置は、破損することなく、かつ、ファンは、**8.1**、**16.3** 及び **29** に不適合となるほどに損傷してはならない。

**22. 構造** 構造は、JIS C 9335-1 の 22. によるほか、次による。

**22.1 JIS C 9335-1 の 22.1** によるほか、次による。

**備考 101.** JIS C 0920 に定義されている外郭は、ファンの羽根のガードを含まない。

**22.11 JIS C 9335-1 の 22.11** によるほか、次による。

ファンガードを固定するクリップに対して、50 N の力は加えない。その代わりに、それらを外すように 15 N の力を、クリップのあらゆる方向に加える。

**22.102** 照明器具を取り付ける手段をもつファンは、適切な端子及び内部配線をもっていなければならない。

適否は、目視検査によって判定する。

**23. 内部配線** 内部配線は、JIS C 9335-1 の 23. によるほか、次による。

**23.1 JIS C 9335-1 の 23.1** によるほか、次による。

機能上やむを得ず外部に露出する電線〔ふ（俯）仰角調整や首振機構等〕であって、その露出する長さの短辺が 80 mm 以下のものは、器体の内部配線とみなす。

**23.3 JIS C 9335-1 の 23.3** は、可動部分を前方及び後方に動かす代わりに、次のとおり修正する。

往復動する装置をもつファンは、次のように試験する。

定格電圧を供給し、通常動作状態で運転する。往復動の角度は、構造上許される最大のものとする。試験は、100 000 サイクル実施する。

**24. 部品** 部品は、JIS C 9335-1 の 24. によるほか、次による。

**24.2 JIS C 9335-1 の 24.2** によるほか、次による。

25 W 以下の入力をもつ機器は、電源コードにスイッチをもつことができる。

**24.101 19.** に適合するためにダクト用ファンに組み込まれている温度過昇防止装置は、非自己復帰形でなければならない。

適否は、目視検査によって判定する。

**25. 電源接続及び外部可とうコード** 電源接続及び外部可とうコードは、JIS C 9335-1 の 25. によるほか、次による。

**25.23 JIS C 9335-1 の 25.23** に、次の項目を追加する。

一 高所取付用天井扇（天井首振扇含む）の機器本体とモータを接続する外部電線は、23. を満足することにより、25.7 は適用しなくても良いものとする。また、25.15 の引張り試験及びねじり試験における表 12 のトルクを半減できるものとする。

**25.5 JIS C 9335-1 の 25.5** によるほか、次による。

タイプ Z は、可搬形のファンに許される。

**25.7 JIS C 9335-1 の 25.7** によるほか、次による。

7.1 に規定する表示をした可搬形床上専用（非定置のものに限る。）のクラス 0 機器は、コード収納装置を有している場合又はコードに可とう性がないと機器が転倒する可能性がある場合（機器高さ 130 cm 未満の扇風機）、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）の別表第一に適合したキャブタイヤ以外のコード（シースのないコード）が使用できる。

**26. 外部導体用端子** 外部導体用端子は、JIS C 9335-1 の 26. による。

**27. 接地接続の手段** 接地接続の手段は、JIS C 9335-1 の 27. による。

**28. ねじ及び接続** ねじ及び接続は、JIS C 9335-1 の 28. による。

**29. 空間距離、沿面距離及び固体絶縁** 空間距離、沿面距離及び固体絶縁は、JIS C 9335-1 の 29. によるほか、次による。

**29.2 JIS C 9335-1 の 29.2** によるほか、次による。

絶縁が、機器の通常使用中に汚染にさらされることがないように密閉又は設置されない場合、マイクロ環境は汚損度 3 である。



**30. 耐熱性及び耐火性** 耐熱性及び耐火性は、JIS C 9335-1 の 30. によるほか、次による。

**30.2.2** JIS C 9335-1 の 30.2.2 は、この規格では適用しない。

**31. 耐腐食性** 耐腐食性は、JIS C 9335-1 の 31. による。

**32. 放射線，毒性その他これに類する危険性** 放射線，毒性その他これに類する危険性は、JIS C 9335-1 の 32. による。

8

C 9335-2-80 : 2006

## 附属書

**JIS C 9335-1** の附属書による。

## 附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表

JIS C 9335-2-80 : 2006 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-80 部：ファンの個別要求事項				IEC 60335-2-80 : 2002 Household and similar electrical appliances—Safety—Part 2-80: Particular requirements for fans			
(I) JIS の規定		(II) 国際規格 番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の項目ごとの評価及びその内容 表示箇所：本体 表示方法：点線の下線		(V) JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
項目番号	内容		項目番号	内容	項目ごとの評価	技術的差異の内容	
1. 適用範囲	定格電圧が 250 V 以下のファン	IEC 60335-2-80	1	JIS に同じ。	IDT	—	—
2. 引用規格	本体で引用される規格 JIS C 9335-1		2	JIS に同じ。	IDT	—	—
3. 定義	3.6.2 着脱できる部分について規定		3	なし	MOD/追加	機器の設置，組立て，収納分解目的の部品は，着脱できる部品ではない。	IEC に提案する。
4. 一般要求事項	安全の原則		4	JIS に同じ。	IDT	—	—
5. 試験のための一般条件	熱帯気候の使用での 10., 11.及び 13.の試験は，40 °C ±2 °Cの周囲温度		5	JIS に同じ。	IDT	—	—
6. 分類	通常手で触れない屋外用のトイレ用換気扇は，クラス 0 でもよい。		6	なし	MOD/追加	JIS C 9335-1 の採用。	日本の配電事情による。

(I) JIS の規定		(II) 国際規格 番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の項目ごとの評価及びその内容 表示箇所：本体 表示方法：点線の下線		(V) JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
項目番号	内容		項目番号	内容	項目ごとの評価	技術的差異の内容	
7. 表示及び取扱説明	7.1 シースのないコードを使用する可搬形床上専用機器の、表示内容を規定 7.12 着脱できない部品をクリーニング目的のために外す場合、その前に電源から機器を切り離す 7.12.1 高所取付けのファンの羽根は、床から 1.8 m を超えて設置		7	7.1 シースのないコードを使用する可搬形床上専用機器の規定なし  7.12 着脱できない部品の、クリーニング目的のための規定なし  7.12.1 高所取付けのファンの羽根は、床から 2.3 m を超えて設置	7.1 MOD/追加  7.12 MOD/追加  7.12.1 MOD/変更	7.1 シースのないコードを使用する可搬形床上専用機器を、日本独自の使用形態により条件付きで認める。 7.12 機器のクリーニング目的のために外す部品は、着脱できる部品ではない。  7.12.1 日本の多くの住宅では、2.3 m 以上の設置場所がない。	7.1 日本独自の事情による  7.12 IEC に提案する。  7.12.1 日本の住宅事情による。
8. 充電部への接近に対する保護	8.1.1 日本のランプホルダについて規定 8.1.5 天井設置型扇風機 の速度調節装置の口出し線には、この項は適用しない 8.2 高所取付用天井扇（天井首振扇含む）の機器本体とモータを接続する外部電線は、この項を適用しない		8	なし	MOD/追加	8.1.1 日本のランプホルダは対応できない。 8.1.5, 8.2 絶縁保護の違い。	8.1.1 日本独自の事情による。 8.1.5, 8.2 IEC に提案する。
9. モータ駆動機器の始動	適用しない。		9	JIS に同じ。	IDT	—	—
10. 入力及び電流	定格入力又は定格電流の表示値と測定値の許容差		10	JIS に同じ。	IDT	—	—
11. 温度上昇	運転条件、試験時間、温度測定箇所を規定		11	JIS に同じ。	IDT	—	—

(I) JIS の規定		(II) 国際規格 番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の項目ごとの 評価及びその内容 表示箇所：本体 表示方法：点線の下線		(V) JIS と国際規格 との技術的差異の理 由及び今後の対策
項目番号	内容		項目 番号	内容	項目ごとの 評価	技術的差異の内容	
12.	規定なし		12	JIS に同じ。	IDT	—	—
13. 動作温 度での漏え い電流及び 耐電圧	運転状態における漏えい 電流及び耐電圧試験		13	JIS に同じ。	IDT	—	—
14. 過渡過 電圧	空間距離の既定値を満た さない箇所に対するイン パルス試験による代替え 試験		14	JIS に同じ。	IDT	—	—
15. 耐湿性	いっ（溢）水試験，耐湿 試験及び温度プローブの 絶縁		15	JIS に同じ。	IDT	—	—
16. 漏えい 電流及び耐 電圧	耐湿試験後の絶縁性の評 価及び高圧電源用変圧器 の絶縁性能		16	JIS に同じ。	IDT	—	—
17. 変圧器 及びその関 連回路の過 負荷保護	高圧電源用変圧器を除 く，変圧器が過負荷又は 短絡状態を模擬した温度 試験		17	JIS に同じ。	IDT	—	—
18. 耐久性	適用しない。		18	JIS に同じ。	IDT	—	—
19. 異常運 転	電熱機器の不適切な放 熱，シーズヒータの短絡， モータ駆動機器の拘束， 三相欠相，電子部品の短 絡開放など		19	JIS に同じ。	IDT	—	—
20. 安定性 及び機械的 危険	機器の安定性及び可動部 への接近に対する保護		20	JIS に同じ。	IDT	—	—

(I) JIS の規定		(II) 国際規格 番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の項目ごとの評価及びその内容 表示箇所：本体 表示方法：点線の下線		(V) JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
項目番号	内容		項目番号	内容	項目ごとの評価	技術的差異の内容	
21. 機械的強度	外郭の機械的強度		21	JIS に同じ。	IDT	—	—
22. 構造	充電部への接触防止について		22	JIS に同じ。	IDT	—	—
23. 内部配線	23.1 外部に露出する電線が 80 mm 以下のものは、器体の内部配線とみなす。		23	なし	MOD/追加	絶縁保護の違い。	IEC に提案する。
24. 部品	コンデンサ、スイッチ、サーモスタット、機器用カプラ、変圧器などの部品の適用規格		24	JIS に同じ。	IDT	—	—
25. 電源接続及び外部可とうコード	25.23 高所取付用天井扇（天井首振扇含む）の外部電線の試験方法 25.7 シースのないコードを使用する扇風機を規定		25	25.23 なし  25.7 なし	MOD/追加  MOD/追加	25.23 絶縁保護の違い。  25.7 シースのないコードを使用する扇風機を、日本独自の使用形態により条件付きで認める。	25.23 IEC に提案する。  25.7 日本独自の事情による。
26. 外部導体用端子	端子ねじの緩み防止、端子ねじの大きさなど		26	JIS に同じ。	IDT	—	—
27. 接地接続の手段	接地線の緩み防止、耐腐食性、接地導通試験など		27	JIS に同じ。	IDT	—	—
28. ねじ及び接続	ねじの耐久性、種類、緩み止めなど		28	JIS に同じ。	IDT	—	—
29. 空間距離、沿面距離及び固体絶縁	空間距離、沿面距離、固体絶縁の厚さ		29	JIS に同じ。	IDT	—	—

(I) JIS の規定		(II) 国際規格 番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の項目ごとの 評価及びその内容 表示箇所：本体 表示方法：点線の下線		(V) JIS と国際規格 との技術的差異の理 由及び今後の対策
項目番号	内容		項目 番号	内容	項目ごとの 評価	技術的差異の内容	
30. 耐熱性 及び耐火性	ボールプレッシャ試験, グローワイヤ試験, ニー ドルフレーム試験		30	JIS に同じ。	IDT	—	—
31. 耐腐食 性	腐食に対する保護対策		31	JIS に同じ。	IDT	—	—
32. 放射線, 毒性その他 これに類す る危険性	有害な放射線に対する保 護		32	JIS に同じ。	IDT	—	—
附属書	JIS C 9335-1 による。		附 属 書	JIS に同じ。	IDT	—	—
参考規格	JIS C 9335-1 による。		参 考 規 格	JIS に同じ。	IDT	—	—

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価：MOD

備考1. 項目ごとの評価欄の記号の意味は、次のとおりである。

- IDT…………… 技術的差異がない。
- MOD/追加…………… 国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。
- MOD/変更…………… 国際規格の規定内容を変更している。

2. JIS と国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は、次のとおりである。

- MOD…………… 国際規格を修正している。

14

C 9335-2-80 : 2006

## 参考規格

**JIS C 9335-1** の参考規格を適用する。